

東京都八街学園

I 入所児童の状況

令和3年3月1日現在の入所児童は60人（一時保護児童1人含む。）である。

被虐待を主訴とした児童は41人、主訴は虐待ではないが虐待を受けていた児童が7人、合計48人（80.0%）が被虐待の児童となっている。

発達障害や知的障害の児童は23人、精神科に定期的な通院が必要な児童も20人いる。生活場面での処遇困難児童も多数おり、特別に支援の必要な児童は合計29人（48.3%）である。また、高齢児の在籍も多く、中学生15人、高校生・特別支援学校（高等部）17人で合計32人（53.3%）となっている。

なお、令和2年度における一時保護受入れ児童数は合計4人である。

II 事業展開の総括

児童一人ひとりの個性や自主性を尊重しながら、安全・安心を確保するとともに、職員との信頼関係を育み、大切にされているという実感の持てる支援、自立に向けた専門的支援を進めた。また、業務の見直しなど効率的な施設運営に努めた。

なお、一部事業や取組について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事業計画数値を達成できなかったものがある。

令和2年度は、主に次の事項に重点的に取り組むなど支援の充実に努めた。

1 利用者本位のサービスの徹底と一人ひとりに寄り添った支援

(1) 個々の児童の状況に応じた自立支援計画に基づき、各職員が連携・協力しながら支援を進めるとともに、児童相談所、学校等の関係機関との連絡・調整を強化し、児童の個性や主体性を尊重した、きめ細かな支援を進めた。

(2) 児童が将来安心して生活する能力を持ち、自立した社会人として生活できるように、質の高いサービスを提供するとともに、安全・快適な施設環境の実現に努めた。

2 セーフティネットとしての役割の強化

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。

3 人材の確保・育成の充実強化

(1) 質の高い人材を安定的に確保するため、採用PRや見学会などの取組を実施した。

(2) 高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成するため、「改定事業団人材育成方針」及び研修計画に基づき、各種研修、事例検討会などを通じ、

職員の知識及び専門性の向上を図った。特に、園全体でチューター制等によるOJTを推進するとともに、園独自の施設内研修（新人学習会等）や外部主催の中堅職員研修等の活用により、サービス提供の中核となる職員の育成を図った。

また、職員の自己啓発の機運を高め、資格取得や通信教育講座等の受講を支援した。

4 運営体制の強化

(1) 虐待等不適切支援の防止に向けたこれまでの取組に加え、「重大事故防止に向けた新たな取組」の実施などにより、児童の権利擁護を推進するとともに、外部講師等によるスーパーバイズの実施等により、職員の支援技術向上を図った。また、風通しの良い職場づくりの整備に努めた。

(2) 個人情報保護、情報セキュリティ対策及びリスクマネジメントを徹底するとともに、事務改善等により効率的な施設経営による自立的経営基盤の確立に努めた。

5 地域との連携強化

(1) 支援が必要な児童を広域的に受け入れる役割を引き続き担うために、児童の生活を共に支える、地元自治会や学校、医療機関、企業やNPO等の関係機関・団体との連携推進に努めた。

(2) 地域と児童との相互交流を図り、各種活動への参加・協力などにより、地域との連携を強化し、地域社会に貢献できるよう努めた。

III 事業実績

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実【目標Ⅱアクション②】

ア 外部講師を積極的に活用し、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）ワークショップ、性教育学習会や二分の一成人式、非行防止学習会等の専門的支援に取り組んだ。また、園の心理職を主体に小学生を対象に「セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）」（ソーシャルスキルトレーニング）を実施した。

イ 小・中学校等の関係機関や保護者との連携を強化し、不登校の解消に積極的に取り組んだ。

ウ 学習指導や進路指導について、中学生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用積極的に取り組み、児童の基礎学力向上を図った。

エ 児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図った。

オ 自立支援コーディネーター等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの強化、充実を図った。

*心理職員による利用者へのケア

項目	計画	実績
個別面接	延312人 (全59人中46人、 78.0%)	延514人 (全60人中44人、 73.3%)

(2) 家庭的な寮運営【目標Ⅱアクション②】

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的を開催し、子どもたちに生活の主体者としての意識付けを行い、児童の要望を取り入れながら、家庭的雰囲気のある寮運営に努めた。

土曜日、日曜日、祝日の朝食を寮で調理するほか、自主調理、出張調理、行事食、郷土料理などを通じて、より家庭に近い食生活を提供した。

* 自主調理・出張調理

	計画	実績	
自主調理(寮で買い物、調理を実施)	24回	21回	各寮2~3回 × 8寮
出張調理(調理員が寮で調理)	24回	21回	各寮2~3回 × 8寮

<参考 令和3年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数(割合)	全59人中33人、55.9%
-----------------------	----------------

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化【目標Ⅰアクション④】

保護者との信頼関係を築くとともに、親子宿泊や一時帰宅などの家庭との交流を図り、親子再統合を着実に推進した。

* 家族再統合

	計画	実績	
親子宿泊	延15泊	延2泊	対象児童：2人
保護者との面会	延40回	延42回	対象児童：23人

* 自立に向けた支援

	計画	実績	
学習会等実施回数	延40回	延48回	中学生全般を対象
学習塾通塾児童数	7人	11人	対象児童数44人 (小5以上)

	計 画	実 績	
自活訓練等 実施回数	1人当たり 14日 延56日	延58日	高校生全般を対象 に、発達度合いに 応じた課題を設定 し実施。 対象児童4人

* 児童の進路決定率

進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数4人) (進路先内訳：就職4人)
------------------	------------------------------------

(4) アフターケアの充実【目標Ⅰアクション④】

自立支援コーディネーター等を中心に、退所児童からの生活相談や進路相談等を積極的に受けるため、個別アフターケア支援計画書の作成により一層強化するとともに、高校生会を組織・育成し、早期から自立に向けた意識の醸成を図った。

* 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画	実 績
実施人数	38人	67人
対象人数	75人	84人 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数17人)

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用【目標Ⅰアクション②】

令和元年度の指摘事項
ア 社会人・組織人として身につけておくべきマナー等を習得し、子どものロールモデルとなるような育成を図られたい。
イ 専門職からの配布物の活用方法を施設全体で共有するしくみを設け、相互に気づきを得る等、有効活用されたい。
ウ 施設全体で行っている権利擁護の取組を、さらに浸透させていくことに期待したい。

令和元年度の指摘を受け、令和2年度は以下の取組を行った。

ア 朝会や棟会の場にて、身だしなみや電話対応等のマナーについて話し合う機会を設け、職員が児童にとって『大人としてのロールモデル』になるため

には、基本的なマナーを身につけた上で、職員一人ひとりがそれらを実践する姿を児童に見せていく必要があることを確認し、職員全体で共有した。

また、外部講師によるマナー研修を計2回実施し、電話対応、ビジネスマナー、人と接する際の表情や敬語の正しい使い方などを学び、職員のマナー向上を図った。

イ 新型コロナウイルスやノロウイルス等の感染症対策については、看護師が各寮で活用できるチラシなどを作成し、園内の会議で周知することにより、児童や職員全体での共有化を図った。また、感染症発生時に即時対応できるよう、現場の職員に分かりやすい形のイラスト入りの資料や必要な衛生資材をまとめて配付し、日常生活の中で直ぐに活用できるように工夫した。

栄養士が、児童向けに食育推進のためのアンケート調査を実施し、児童の理解度が低い内容については、分かりやすい文章を工夫するなどの改善を行った。また、栄養・野菜のお話シリーズで紹介した野菜を実際の献立に取り入れるなど児童が積極的に興味を持てるような取組を推進した。

ウ 支援部門全体の会議にて、子どもの権利ノートの内容について確認を行い、特性や年齢の異なる児童にわかりやすく説明できるように意見交換を行い、子どもの権利ノートの内容を児童に丁寧に説明できるよう取り組んだ。

また、全職員を対象に年4回、人権擁護チェックリストを実施し、職員の権利擁護意識を高めるとともに、園内の虐待等防止委員会で実施結果を共有した。権利侵害に陥りやすい状況としては、職員自身に心の余裕がないことがあげられるため、新任職員に対するフォローだけではなく、チーム全体で一人の職員をフォローしていく意識を持ち、協力し合う必要があることを確認した。さらに、部門長及び支援GLが職員とのコミュニケーションを密にし、職員が権利侵害に当たる状況に陥らないように配慮した。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)	
第三者評価による改善	計画100%	実績100%

(2) 苦情解決制度の充実【目標Iアクション②】

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、児童等が意見・苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応等に取り組んだ。また、相談後は、児童寮で一緒に夕食を取るなど、相談しやすい雰囲気づくりを進めた。

第三者委員(人数・属性等)	計画回数	実施回数
2人(弁護士、元主任児童委員)	12回	9回

(3) 利用者満足度調査【目標Ⅰアクション②】

児童の率直な意見や要望等を把握し、児童の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組むため、「満足度アンケート調査」を実施した。「学園での生活に満足していますか?」「困っていることはありますか?」等の質問に対する回答を基に、委員会等で話し合いを行い、児童が満足できる生活の実現を目指した。

また、調査結果については、児童に分かりやすい形でフィードバックし、児童との信頼関係をより一層高めた。

実施内容(テーマ)	実施時期
「学園での生活に満足していますか?」 「困っていることはありますか?」「自由意見」	1月

3 セーフティネットとしての役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ【目標Ⅱアクション②】

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。

また、園内クラブ活動などを通じて、入所児童が自信を回復できる場を提供した。

〈参考 令和3年3月1日現在〉

中学生・高校生の人数(割合)	全59人中31人、52.5%
定期的に通院する児童の人数(割合)	全59人中32人、54.2%

〈参考 令和2年6月1日現在(一時保護児童含む)〉

服薬管理が必要な児童の人数(割合)	全60人中40人、66.7%
-------------------	----------------

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発【目標Ⅱアクション③】

保育士養成の施設実習を、通年で計画的に実施した。教育機関及び民間施設等からの研修生受入れについては、各機関に周知して参加を呼びかけたが、令和2年度は依頼がなかった。

事項	延計画人数	延実績人数
保育士等実習生の受入れ	700人	427人
事例検討会への受入れ	5人	3人
施設見学会の受入れ	20人	19人

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) 人材確保の取組強化【目標Ⅱアクション④】

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施した。

(2) OJT推進体制の強化【目標Ⅱアクション④】

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進めた。新任職員に対しては支援に関する意識の向上や技術の習得を目的とし、中堅職員によるマンツーマンOJT（4月中約2週間）、新任職員学習会、ペアレントトレーニング（支援技術向上プログラム）を実施した。

(3) 計画的・効果的な研修の実施【目標Ⅱアクション①④】

「八街学園OJT推進体制」の周知徹底を図り、新任職員の早期戦力化を図るため、特に新人職員へ支援技術や知識の組織的な継承を進めた。また、高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり、職級に応じて効果的かつ計画的に進めるため、非常勤職員を含む全職員に対して、必要な研修の情報を提供した。さらに、外部各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制づくりに努めた。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図った。

研修内容（テーマ）	参加人数	実施時期
スーパーバイズ事業研修（医師への医療支援相談）	10人	11月
新任職員学習会（養育論、ペアレントトレーニング学習会）	延68人	7月～2月（7回）
事例検討会（性的違和を抱える児童の支援）	18人	11月
マルトリートメント（不適切な養育）防止研修	延24人	10月
性と生の児童支援	20人	11月
マナー研修	延24人	1月・2月

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化【目標Ⅰアクション①】

職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等を周知徹底するとともに、新任職員に早期に支援上のルールを教育したり、虐待等防止委員会等において、職員の意識啓発を図る取組を強化するなど、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底した。また、従来からの事業団虐待防止研修に加え、全職員が必ず年1回 e-ラーニング型の虐待防止（総論）研修を受講するとともに、管理監督者向けの研修も実施した。さらに、全職員アンケートにより職員の意識のモニタリング等を行うなど、児童の権利擁護に向けて取り組んだ。あわせて、対応が困難な児童に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、児童の状況に応じた適切な支援を進めた。加えて、12月より重大事故ゼロ運動として、職員の状況に関する把握及び指導や、重大事件に至る前の事象の早期把握に向けた取組等を実施した。

事 項	計 画	実 績
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	職員倫理綱領の月初めの読み確認、マルトリートメント防止研修、管理監督者からの個別指導など100%の実施。

(2) 外部専門家・外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして大学教授（医師）の協力を仰ぎ、知識の習得及び効果的な支援を学ぶことにより、職員の支援技術の向上を図り、困難事例に適切に対応できるようにした。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策等コンプライアンスの推進

【目標Ⅳアクション⑤】

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、個人情報の適正な管理を徹底した。施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図った。

コンプライアンス研修受講率	計画100%	実績100%
---------------	--------	--------

(4) リスクマネジメントの徹底【目標Ⅰアクション③】

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底した。

新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するため、マスク着用、手洗い、消毒・除菌等の予防策を徹底するとともに、マニュアル等に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努めた。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	6回	5回	ヒヤリ・ハットの検証、危険箇所改善検討 ※5月は感染症拡大防止のため中止
キッチン等検査	2回	2回	各寮のキッチン、ダイニング等の衛生状態の巡回点検
感染症予防講習会	1回	1回	園内の感染拡大防止に向けた対策の指導講習
交通安全講習会	1回	1回	警察署よりDVD教材を借り、児童向け交通安全教室を開催
救命救急講習	1回	0回	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止
非行防止学習会	1回	1回	千葉県警の非行防止教室（YouTube 配信）を児童が視聴し、インターネット等による犯罪被害防止について学習

(5) 災害・防犯対策の取組強化【目標Ⅲアクション③】

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行った。また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施した。

事 項	計画	実施回数等	内容・協力機関等
防災・防犯訓練	12回	12回	避難・消火訓練、夜間想定訓練 警察署との連携による不審者訓練 は中止
	1回	0回	

(6) 魅力とやりがいにあふれる、働きやすい職場環境の整備

【目標Ⅳアクション③④】

職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場作りを推進した。また、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策を実施するとともに、

労働安全衛生委員会（年3回開催）において、働き方改革及び時間外労働の縮減について検討し、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努めた。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進めた。

(7) 効率的な施設経営の実施等【目標Ⅳアクション②】

業務の改善や契約内容等の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進した。

業務上の連絡、情報共有はグループウェアを活用し、ペーパーレス化を図るとともに、情報共有の徹底を図った。

人事管理システム、出退勤管理システムの導入により、業務の効率化を図るとともに、ICT化の推進を図った。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組【目標Ⅲアクション②③】

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域の社会福祉法人や市との連携による地域支援策を検討した。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
発達障害への理解をテーマにした研修	小学校PTA	0回	0人
職場内研修	千葉県内福祉施設職員	0回	0人

(2) 多様な主体との連携

地域ボランティアやNPO法人、地域の他法人等と連携し、児童の社会参加や地域社会との交流を積極的に促進した。また、そのための情報収集や広報による募集等を計画的に実施した。

ボランティア	領域	1領域	内容	余暇活動
	延人員	3人		
NPO法人等	領域	1領域	内容	自立に向けてのセミナー
	延人員	105人		

(3) 地域との連携・協力関係の強化【目標Ⅲアクション③】

地域社会のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加するなど、地域と施設の相互交流を推進した。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めた。

遊歩道を地域住民に開放した。地域の自治会に参加し、地域との連携・協力を進めた。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
子ども会（役員会）	地域子ども会 中止
子ども会行事 （バスハイク、農業体験等）	地域子ども会 各1回 約80人
夏祭り	地域住民 中止
祭礼（秋祭り）	地域住民 中止